

ベースロード市場について

2022年5月25日

資源エネルギー庁

はじめに

- 大規模事業者と新電力のベースロード電源(以下「B L 電源」という)へのアクセス環境のイコールフットイングを図り、更なる小売競争の活性化を図る仕組みとしてベースロード市場(以下「B L 市場」という)を創設し、2019年7月より J E P X においてオークションが開始された。
- 第63回制度検討作業部会では、エリア間の分断率が上昇する等、市場範囲等の制度設計を行った当初と比較して状況が変化しており、約定価格での受渡し・受取が困難な状況を示した。
- 第64回制度検討作業部会では、2022年度は市場範囲を変更せず次年度以降に向け検討継続すること、過大な値差が発生している状況については値差清算を行うこと等についてご議論いただいた。
- 今回は、値差清算の具体的な手法についてご議論いただきたい。

1.ベースロード市場の制度と現状

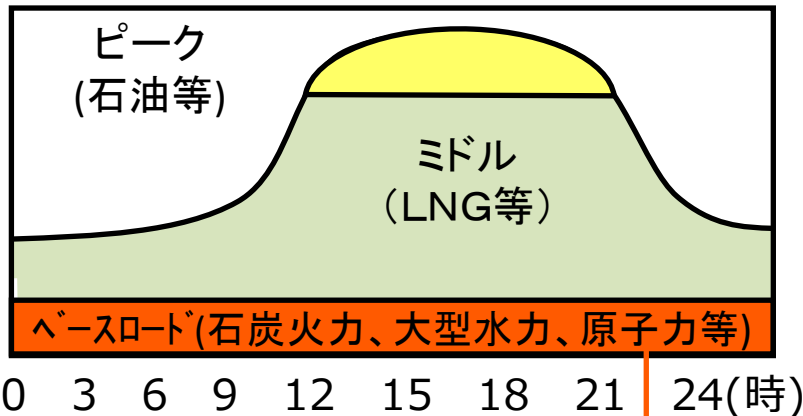
2.2022年度の値差清算の在り方

B L 市場の導入主旨と実効性確保策

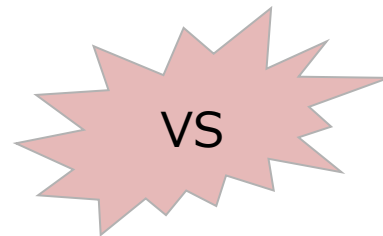
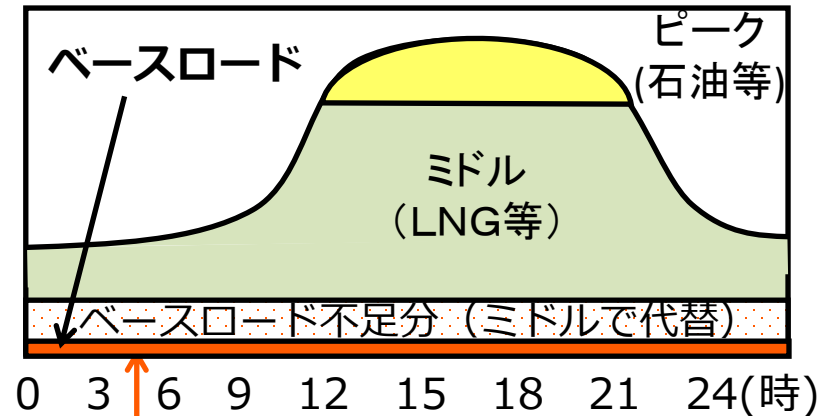
- 大規模発電事業者と新電力のB L 電源※¹へのアクセス環境のイコールフットイングを図り、更なる小売競争の活性化を図る仕組みとしてB L 市場が導入された。
- 市場設計時のB L 電源の卸電力取引所への投入状況や、自主的取組の一環である電発電源の切り出し状況を踏まえると、市場を機能させ導入主旨を達成するための実効性確保策が必要であった。
- そのため、大規模発電事業者に対し、発電した電気の一部を適正な価格でB L 市場に供出することを求めることとなった。

大規模発電事業者等と新規参入者等の供給力構成とベースロード市場のイメージ

大規模発電事業者等※²



新規参入者等※²



更なる競争を促進



※¹ : B L 電源とは石炭火力、原子力、流込式水力、地熱のこと。

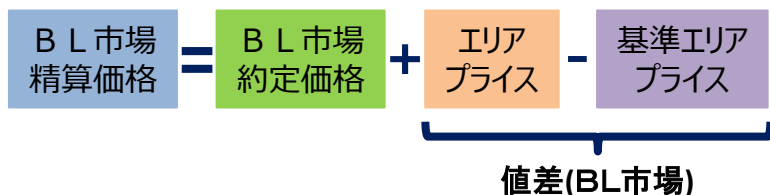
※² : 新電力の売入札、旧一般電気事業者の自エリアが含まれる市場以外での買入札は制限されていない。

(出所) 第8回制度検討作業部会 (2017年6月) 資料3より作成

第63回制度検討作業部会における分断値差に関する論点提起

- B L市場設計以降**エリア間値差が拡大**し、エリアによってはBL市場での約定価格と約定した電気の清算価格に差が生じ、**BL市場約定価格での受渡しが困難になりつつある**ことをお示した。
- スポット市場を介すため、従来からエリア間値差は存在していたものの、近年、**売手事業者は費用を適切に回収できないリスク**が、**買手事業者はBL市場約定価格での購入ができないリスク**が拡大している状況。
- **BL市場は固定的な価格での受渡しができることが望ましいもの**であり、価格変動リスクに備えるためのヘッジ手段でもある。こうした視点も踏まえて、**BL市場の市場範囲や清算方法の在り方について見直しの必要性を提起した。**

< B L市場の清算の仕組み > ※



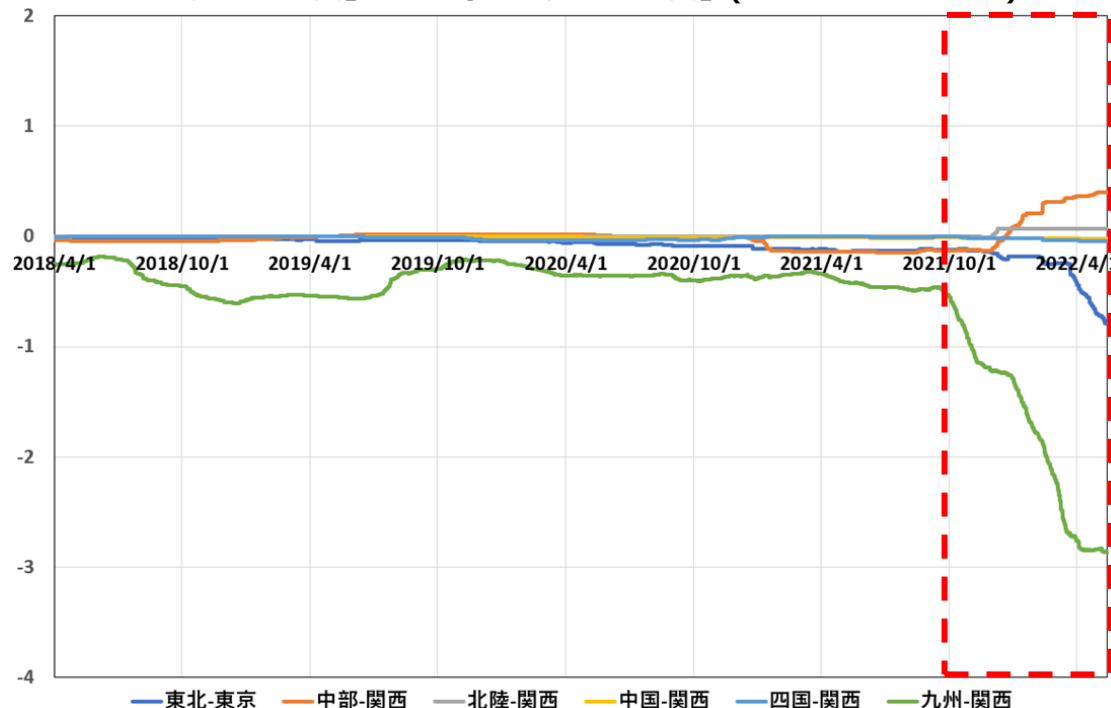
<基準エリアプライス(現時点)>

- 北海道市場・・・北海道エリアプライス
- 東日本市場・・・東京エリアプライス
- 西日本市場・・・関西エリアプライス

<市場毎のエリア分類>

- 北海道市場・・・北海道
- 東日本市場・・・東京、東北
- 西日本市場・・・中部、関西、北陸、中国、四国、九州

【エリアプライス】-【基準エリアプライス】(直近1年の移動平均値)



第64回制度検討作業部会における議論状況

- 市場範囲については、市場分割を行えば市場の流動性・競争性も低下する。また、BL市場は本来 1 市場での取引を志向していたことも踏まえ、市場分割は慎重な検討が必要である。そのため、**2022年度は市場範囲の見直しは行わず、市場や値差清算の在り方と共に来年度以降に向け継続して検討することとした。**
- 値差清算の考え方については、値差清算の閾値の考え方として統計的な閾値の考え方(案①)とコストに基づく閾値の考え方(案②)があることを示し、具体的な手法については次回以降の議論とした。
- また、清算原資については、**BL市場の取引によって発生したと考えられる値差を原資とすることとした。**
- 今回は、**2022年度におけるBL市場の具体的な値差清算の在り方**についてご議論いただきたい。

	事務局からの提案
論点① 今後のBL市場の市場範囲	案① <u>2022年度オークションはエリア変更を行わず、現行の市場範囲とする。</u> 案② 2022年度オークションからエリア変更を行う。
論点② 値差清算の考え方	案① 統計的な閾値に基づき値差精算を行う。 案② <u>回収が必要なコストに基づく閾値をもとに値差清算を行う。</u>
論点③ 値差清算の原資	案 <u>BL市場において発生した値差収益を清算の原資とする。</u>

(参考)第64回制度検討作業部会（2022年4月25日）におけるご意見

- 可変費の電源特性に応じて電源持替にも限界があることを考慮してもらいたい。最初から全額負担しなくても良いという導入には違和感がある。一部の事業者は過大な損益を被り、一部の事業者が過大な利益を享受することは、公平な競争を担保する原理からして望ましくない。そのことも含め、清算の検討をお願いしたい。
- BL市場は事業者による変動価格のリスクに備えて整備されてきた趣旨と、スポット市場とボラティリティが大きい現状を踏まえれば、価格固定が可能な市場の重要性が増してきていると考えている。価格を極力固定すること、つまり売手・買手ともBL市場での約定価格イコール実際の収入・支出となることが望ましい。したがって本来のBL市場の趣旨からすれば、売手・買手双方を清算することが望ましいと考える。両者の値差損益について清算することとし、足下で値差損益が発生している状況から早期に対応方針、具体的方法について検討いただきたい。
- 現状は買手と売手のどちらかがデメリット・メリットを受けてしまう状況。スポット市場の分断の向きで値差やメリット・デメリットが生じる不思議な状況が生じてしまっている状況について、基本にたちかえて考えるということは重要だと思う。
- 他方で事業者の中で利益に影響を与えているという部分、システム構築等の問題も提起しており、事務局には短期、長期、中長期を見据えて、次回以降具体的な検討をしていただければと思う。

1.ベースロード市場の制度と現状

2.2022年度の値差清算の在り方

値差清算検討の留意点と対応方針

① BL市場と連系線利用権の関係

- 市場設計時、間接オークションとの整合性を図る観点から、B L市場の取引について独立して連系線利用権を付与せず、B L市場で成立した取引もスポット市場を介してエリア間取引を行うことが適当とされた。
- BL市場の値差を全額清算すると、結果としてスポット市場を介さずBL市場の受渡しを行っていることと同義となるため、間接オークションの導入目的であった連系線利用の公平性・公正性から離れてしまう可能性がある。
- そのため、BL市場において値差が全く発生しない仕組みとする場合、上記について慎重な検討が必要ではないか。

② 間接送電権との関係

- スポット市場における取引ではエリア間値差が避けられないことから、エリア間値差ヘッジ商品として既に間接送電権が導入されていることにも留意し、値差清算について検討する必要があるのではないか。

③ 適応時期

- 他制度との整合性を踏まえた市場や値差清算の在り方について検討することになれば、議論には一定の期間必要となることから、2023年度以降のBL市場取引から適用することが考えられる。
- 他方、2021年10月以降エリア間値差は拡大しており、2022年度足下でも想定以上の値差による損益が発生している状況。そのため、何らかの早急な対応が必要ではないか。



- 他制度との整合性を保ちつつ、事業者への影響を考慮し、可能な範囲で公平な環境を整えるための応急的な措置として、2022年度については一定以上の値差による損益について、値差清算することとしてはどうか。
- その上で、2023年度以降のBL市場の在り方・値差の考え方については、中長期的な視点で引き続き議論することとしてはどうか。

(参考) B L市場の清算の仕組みについて

- B L市場の清算は先渡市場の清算方法を参考とし、各々の市場の基準エリアプライスを設定のうえ、基準エリアプライスと事業者のエリアのエリアプライスの値差が生じる場合に精算を行うこととした。基準エリアプライスは総需要量の多いエリアのエリアプライスを採用することとした。

論点③：BL市場の精算の仕組み

- 第8回制度検討作業部会においては、BL市場の競売方法は、事業者間の公平性を図る観点等から、シングルプライスオークションとすることとし、BL市場で約定した商品の受渡しは現行の先渡市場と同様、スポット市場を介して行うこととする方向で議論が行われた。
- 現行の先渡市場取引は、全国市場であることから、受渡しに当たってはシステムプライスを参照価格とし、システムプライスとエリアプライスが異なった場合、当該値差の精算を行っている。
- この点、BL市場は、第13回制度検討作業部会での議論のとおり、全国を3つのエリアに分けて市場を開設するため、各々の市場の基準エリアプライス設定し、この基準エリアプライスと買い手のエリアのエリアプライスの値差が生じる場合に精算を行うこととしてはどうか。その際、基準エリアプライスは、総需要量の多いエリアのエリアプライスを採ることとしてはどうか。

【先渡市場の精算】

$$\text{先渡市場 精算価格} = \text{先渡市場 約定価格} + \text{エリアプライス} - \text{システムプライス}$$

値差(全国)

【BL市場の精算】

$$\text{BL市場 精算価格} = \text{BL市場 約定価格} + \text{エリアプライス} - \text{基準エリアプライス}$$

値差(BL市場)

【基準エリアプライス（現時点）】

- ・ 北海道市場・・・北海道エリアプライス
- ・ 東日本市場・・・東京エリアプライス
- ・ 西日本市場・・・関西エリアプライス

(参考) B L市場とスポット市場の関係、市場範囲について

- 間接オークションと制度間の整合性を図る観点から、B L市場における取引に独立して連系線利用権を付与することはせず、B L市場で成立した取引もスポット市場を介してエリア間取引を行うことが適当とされた。
- また、スポット市場分断により約定価格と約定した電気の受渡し価格が異なるリスクが発生する可能性を踏まえ、全国一律の市場を志向するも当面はエリアを分け取引することとし、間接送電権等他制度の検討状況とは独立してB L市場取引を開始できるようにした。

論点④、⑤：市場範囲、競売方法

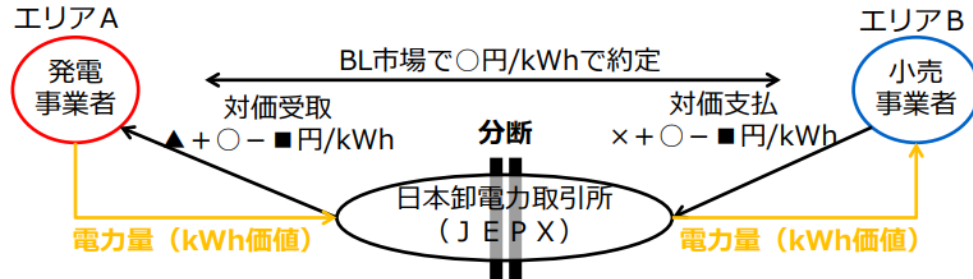
- 間接オークション導入後、エリアを跨ぐ取引はスポット市場を介して行われることになるが、仮にBL市場における取引に独立して連系線利用権が付与されることとなれば、事業者間の公平性確保や広域メリットオーダーの促進といった間接オークションの導入趣旨に反する。
- そのため、制度間の整合性を図る観点から、B L市場で成立した取引においてもスポット市場を介して、エリア間取引が行われることが適当と考えられる。一方で、仮に全国一律で市場を設計すると、間接送電権等の整備状況によっては、事業者が市場分断リスクを踏まえた適切な入札を行うことが困難となる恐れ。
- 従って、売り手及び買い手双方の利便性向上等の観点から、市場分断の影響が大きいと考えられるエリアを当面、分けて競売することによって、他制度の検討状況とは独立して取引を開始できるようにすることとしてはどうか(※)。その際競売方法は、事業者間の公平性を図る観点等から、シングルプライズオークションを基調としてはどうか。

(※) 買い手がBL市場で調達した電気を、スポット市場を介してエリアを跨いで使用することは、原則許容されると考えられる。

【B L市場とスポット市場の価格の関係（イメージ）】

例:BL市場価格:○円/kWh、システムプライズ:■円/kWh、スポット市場のエリアA価格:▲円/kWh、スポット市場のエリアB価格:×円/kWh

※ 全国一律で設計したBL市場で成立した取引の電気の受渡しがスポット市場を介して実施され、スポット市場が分断した場合



売り手、買い手双方にとって、B L市場価格=受渡し価格とならない恐れ

(参考)中間取りまとめ 平成30年7月

【(市場範囲)より抜粋】

仮に全国一律で市場を設計した場合、スポット市場での受渡しに用いられる価格(システムプライズ又は特定のエリアプライズ)と売り手事業者又は買い手事業者のエリアプライズが異なった際には、**BL市場での約定価格と約定した電気の受渡し価格が異なるリスクが発生する。**したがって、売り手および買い手双方の利便性向上の観点から、スポット市場の分断発生頻度等を加味して市場範囲を設計することが求められる。

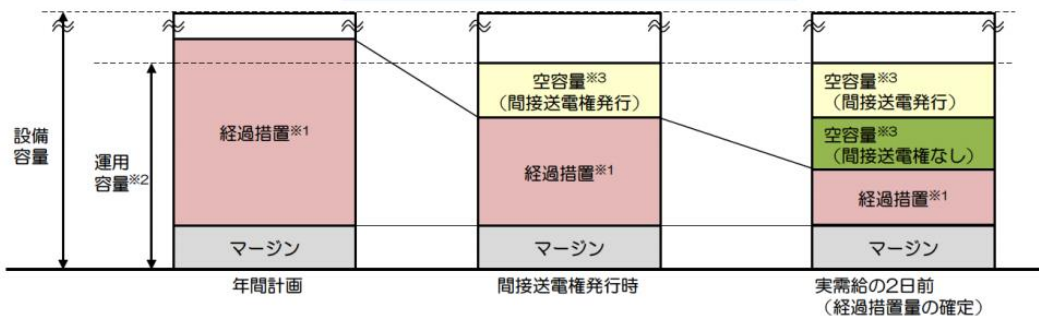
(参考)間接送電権による市場間値差のリスクヘッジ

- エリア間値差のリスクヘッジを行うために開発された間接送電権は、隣接するエリア間の値差を基準とし、発行量は連系線運用容量の空容量を上限として設定している。そのため、**間接オークションの経過措置が2026年3月まで残存する現状、間接送電権の発行量が限定**される状態である。
- 特に、現状大きな分断値差が発生している九州と本州を繋ぐ関門連系線においては**間接送電権発行時に「間接オークションにおける経過措置計画量 > 運用容量」となることが多く、恒常的な送電権の発行ができていない状況**。そのため、特に経過措置がある現状において間接送電権によるリスクヘッジ機能は限定的か。

(参考) 間接送電権の発行量について

- 間接送電権は、運用容量からマージンと経過措置の数量を除いた量を発行する。
- 運用容量、マージンについては、広域機関にて取り纏められ、公表される。年間計画以降では、月間、2営業日前と実需給に近づくにつれ精査された計画が公表される（作業計画の変更、需給状況等を考慮）。
- 間接送電権の発行可能量については、経過措置の数量が影響し、**経過措置が適切に減少すれば、間接送電権の発行可能量が増えることが期待される**。そのため、間接送電権の発行前に経過措置の減少事由が予見されている場合は、事業者は、経過措置の減少を行う更新計画を広域機関へ提出することを求めているところ。

間接送電権の発行量の推移イメージ



※1 経過措置は、潮流の相殺を考慮したうえで、長期計画における運用容量（連系線を流れる最大値）まで発行され、実需給に向けて削減される。
 ※2 運用容量とは、流通設備を損なうことなく、供給信頼度を確保した上で、流通設備に流すことのできる電力の最大値をいう。作業計画、需給状況等により変化する。
 ※3 経過措置の減少状況により、空容量が発生しない場合もある。

(参考)九州⇒中国 関門連系線 間接送電権発行状況

2019年度 0週 / 43週

2020年度 5週 / 52週

発行週	売入札量 (MW)	約定価格 (円/kWh)	約定量 (MW)
4月第2週	183.4	0.02	183.4
4月第4週	183.4	0.03	183.4
5月第1週	93.4	0.20	93.4
12月第2週	79.7	0.01	79.7
12月第3週	79.7	0.01	79.7

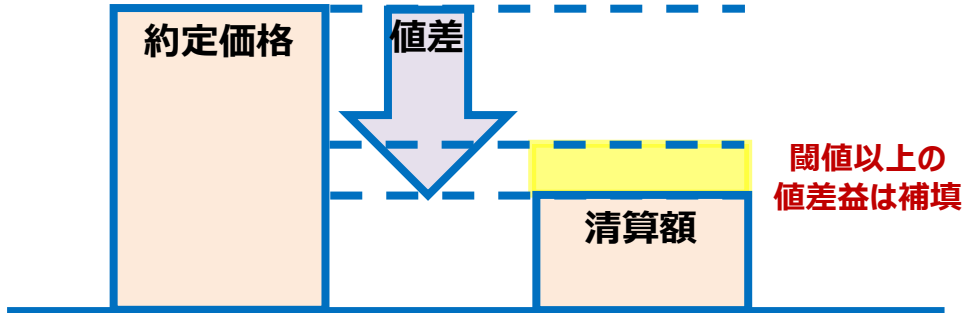
2021年度 2週 / 52週

発行週	売入札量 (MW)	約定価格 (円/kWh)	約定量 (MW)
5月第1週	192.8	0.01	127.5
3月第4週	110.8	1.11	110.8

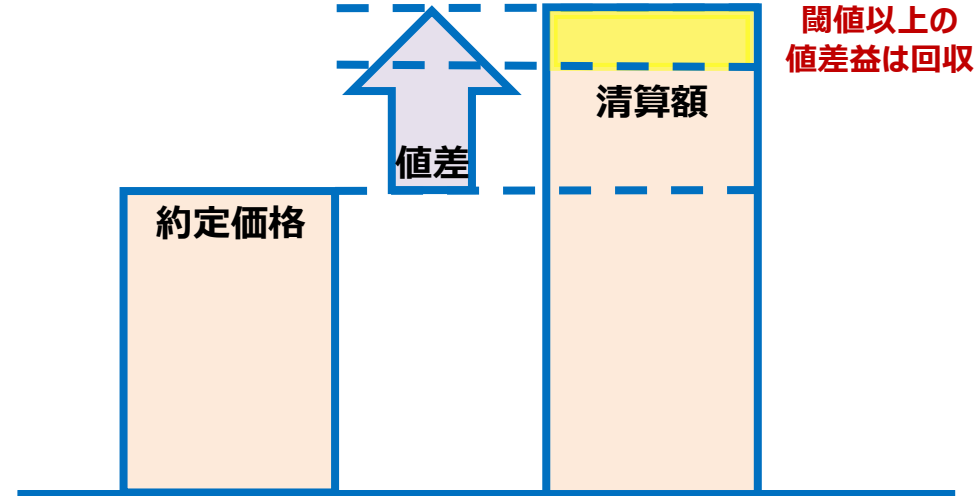
※ J E P X の H P 資料をもとに作成

(参考)エリア間値差の事業者への影響と清算の考え方

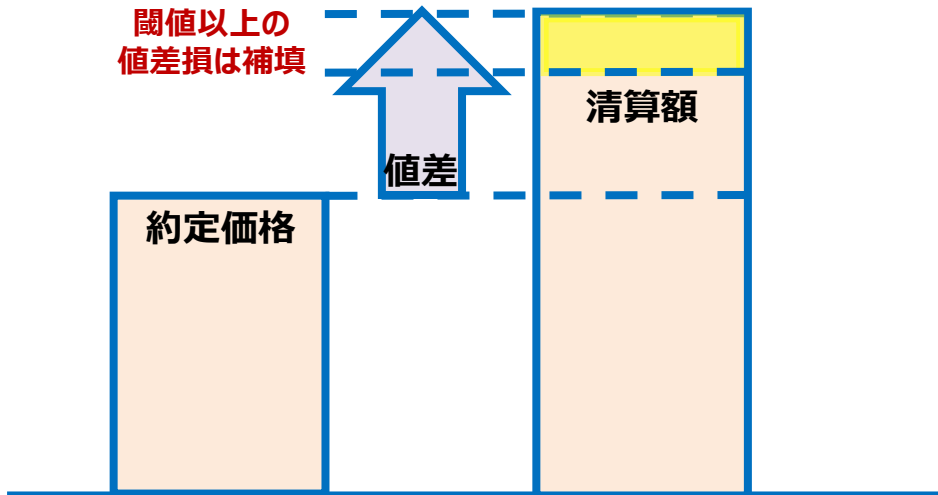
売手 値差損
(約定価格 > 清算額となり、収入が減少)



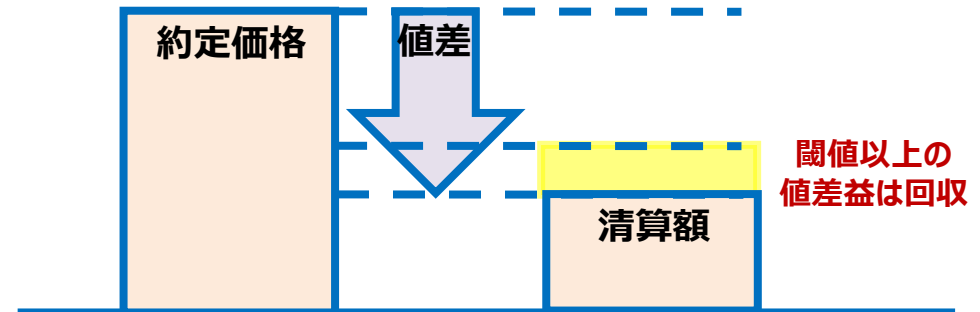
売手 値差益
(約定価格 < 清算額となり、収入が増加)



買手 値差損
(約定価格 < 清算額となり、費用が増加)



買手 値差益
(約定価格 > 清算額となり、費用が減少)



2022年度 値差清算閾値の考え方

- 第64回制度検討作業部会(2022年4月25日)では、値差清算の閾値の考え方として統計的な閾値の考え方(案①)とコストベースでの考え方(案②)があることをお示した。

- 値差清算の閾値を検討する場合、売手事業者である大規模発電事業者については、**市場への一定量の供出、供出上限価格以下での入札が制度的に求められている**ことに留意が必要ではないか。※

※大規模発電事業者以外の事業者が、売手として市場に参加することは認められており、その場合は供出量や上限価格に制度的な制約はない。

- 売手事業者の供出価格にはBL電源の固定費や可変費等が含まれている。**BL市場にて回収するとしたBL電源の固定費を値差により取り漏れた場合、その費用を他市場で回収することは難しい。**

- また、BL電源の可変費についても、電源持替可能性は電源毎に異なっていることに加え、**電源持替により低減できない可変費を値差により取り漏れた場合、その費用を他市場で回収することも難しい。**



- 上記を踏まえ、今回応急的な措置として検討する2022年度の値差損益の清算については、**売手事業者の値差損失を基準とし、スポット市場の価格動向を踏まえた電源持替等実施することによる費用低減可能性も踏まえつつ閾値を定めてはどうか。**

- また、売手・買手ともに全エリアで公平な議論とするため、**各大規模発電事業者の供出上限価格をもとに個社毎の閾値を算定し、それらの数値を参考として全エリア共通の閾値を検討してはどうか。**

- **その閾値を売手・買手事業者の両者に適用することで、過大な値差による損益の一部については、値差清算することとしてはどうか。**

(参考) B L 市場への制度的な供出

- 制度的な供出を求めるのは①全国規模で一定の発電規模以上の最大出力を有する事業者、②①の要件に該当する事業者から3分の1以上の出資を受ける事業者とされた。
- 該当する事業者は、沖縄電力を除く旧一般電気事業者グループ及び、電源開発となり、合計供給力は全体の約9割となった。

【各電気事業者の最大出力ランキング】

(出力200万kW以上,2016年4月時点※)

- 1.東京電力フュエル&パワー：4420万kW
- 2.関西電力:3660万 kW
- 3.中部電力:3310万kW
- 4.東京電力ホールディングス：2250万kW
- 5.九州電力：1870万kW
- 6.東北電力：1800万kW
- 7.電源開発：1700万kW
- 8.中国電力:1150万kW
- 9.北陸電力:810万kW
- 10.北海道電力:800万kW
- 11.四国電力:660万kW

*** (500万kW以上) ***

12.日本原子力発電:230万 kW

13.沖縄電力:220万kW

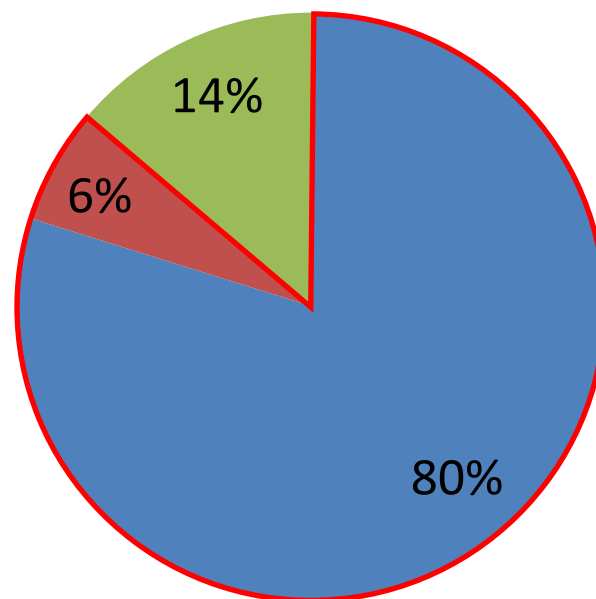
14.相馬共同火力発電:200万 kW

対象者
(要件①に該当)

対象者
(要件②に該当)

【最大出力の割合(2016年4月時点※)】

*グループ会社の最大出力は、出資比率をかけて算出



全体の約9割の供給力を占める

- 旧一般電気事業者グループ (沖縄電力除く)
- 電源開発
- その他

【出典】 電力調査統計

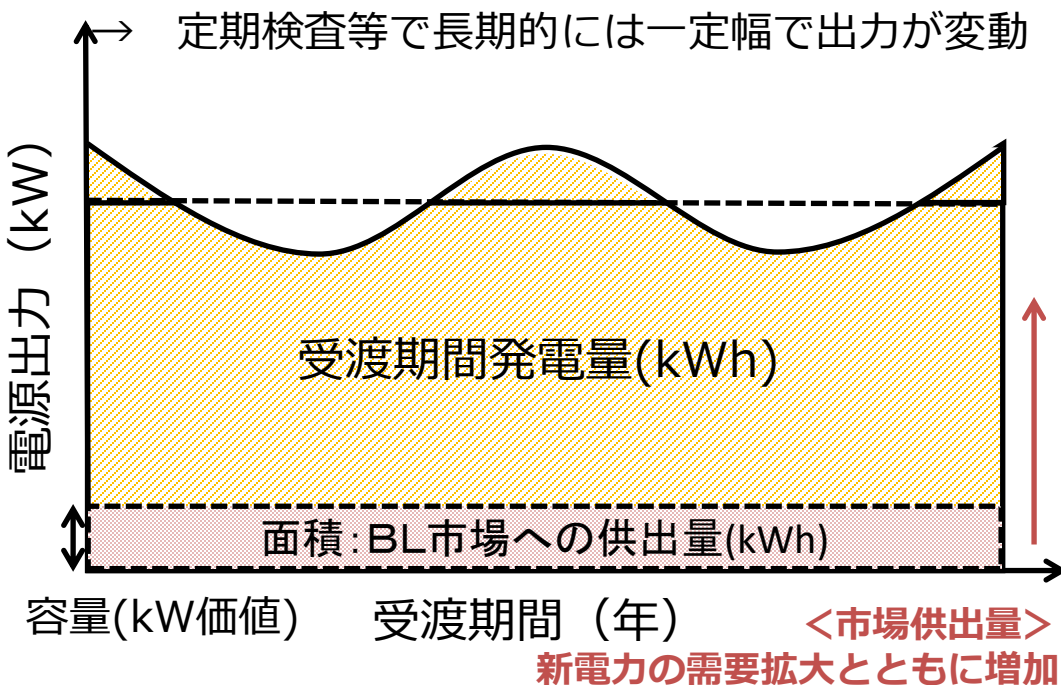
(出所) 第8回制度検討作業部会 (2017年6月) 資料3より作成

※各種データは制度設計議論時点のものを使用。

(参考)大規模発電事業者の供出上限価格

- BL市場の実効性を高める観点から、ベースロード電源の発電平均コストから、**容量市場等での収入を控除し、供出上限価格を設定**するとともに、同価格以下で供出することを各事業者に求める。
- 供出上限価格については、具体的には、小売事業者間のイコールフットィングにも留意しつつ、保有するベースロード電源の①受渡期間における運転計画や、②石炭等の燃料費調達費用、③設備維持費等を踏まえ、**同電源を維持・運転する費用（円）を年間発電量(kWh)で割り戻して算定**する。

【電源稼働状況と発電量（イメージ）】



斜線部分：未稼働電源

色塗部分：稼働電源

固定費

ベースロード電源
(石炭、原子力、一般水力^{*}、地熱)

①

②

変動費

燃料費

③

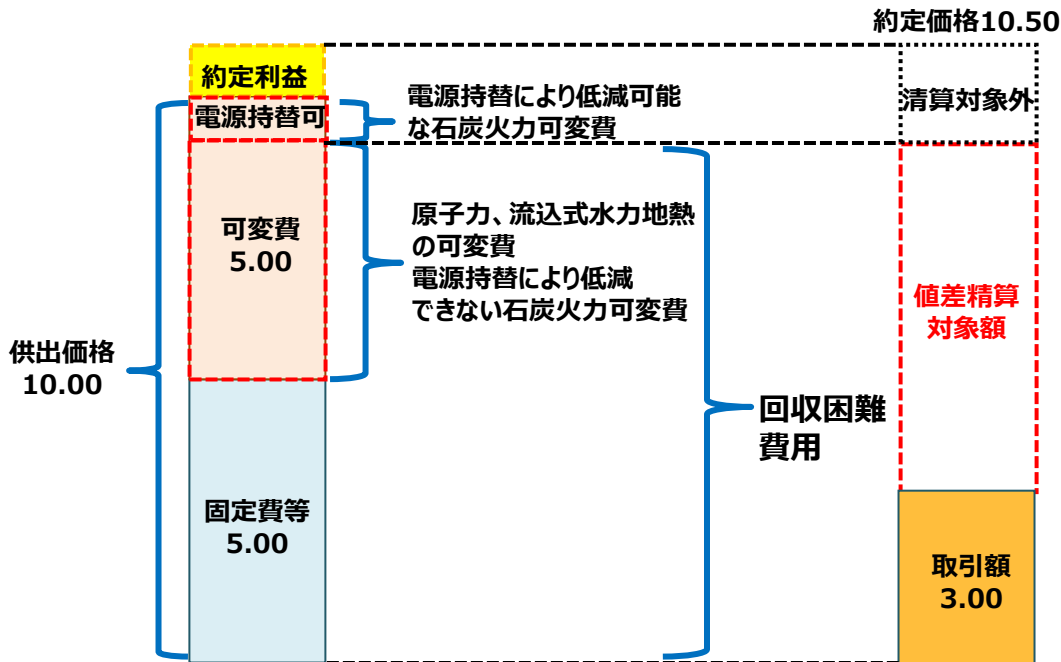
$$\text{発電平均コスト (円/kWh)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③ (円)}}{\text{受渡期間発電量 (kWh)}}$$

※ 一般水力については、ベースロード電源として活用されている流れ込み式水力のみを原則算定対象することを検討（詳細後述）

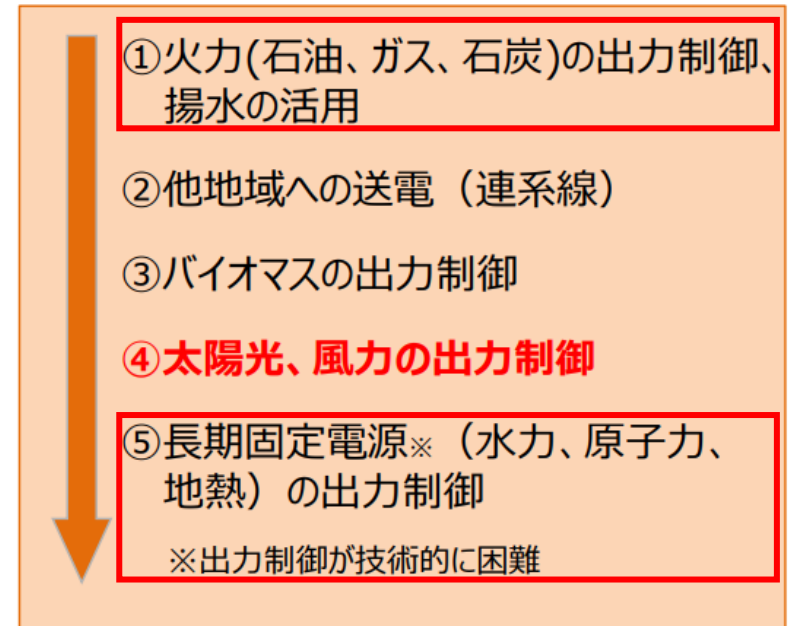
値差清算の閾値の考え方① 電源持替が可能なB L電源

- 値差清算について検討するにあたり、電源持替等の取組により入札時の想定通りの可変費になるわけではないこと等踏まえ、閾値を検討することとする。
- 他方、BL電源の種類によっては電源持替が困難であることを考慮する必要がある。BL電源のうち石炭火力以外の電源については技術的に出力制御が困難とされていることから、電源持替が可能な電源種は石炭火力のみとし、閾値の在り方を検討することとしてはどうか。
- 電源持替により、石炭火力可変費のうちどの程度低減しうる可能性があるか想定の上、値差清算の閾値を算定することとしてはどうか。

電源持替を踏まえた値差清算の在り方のイメージ



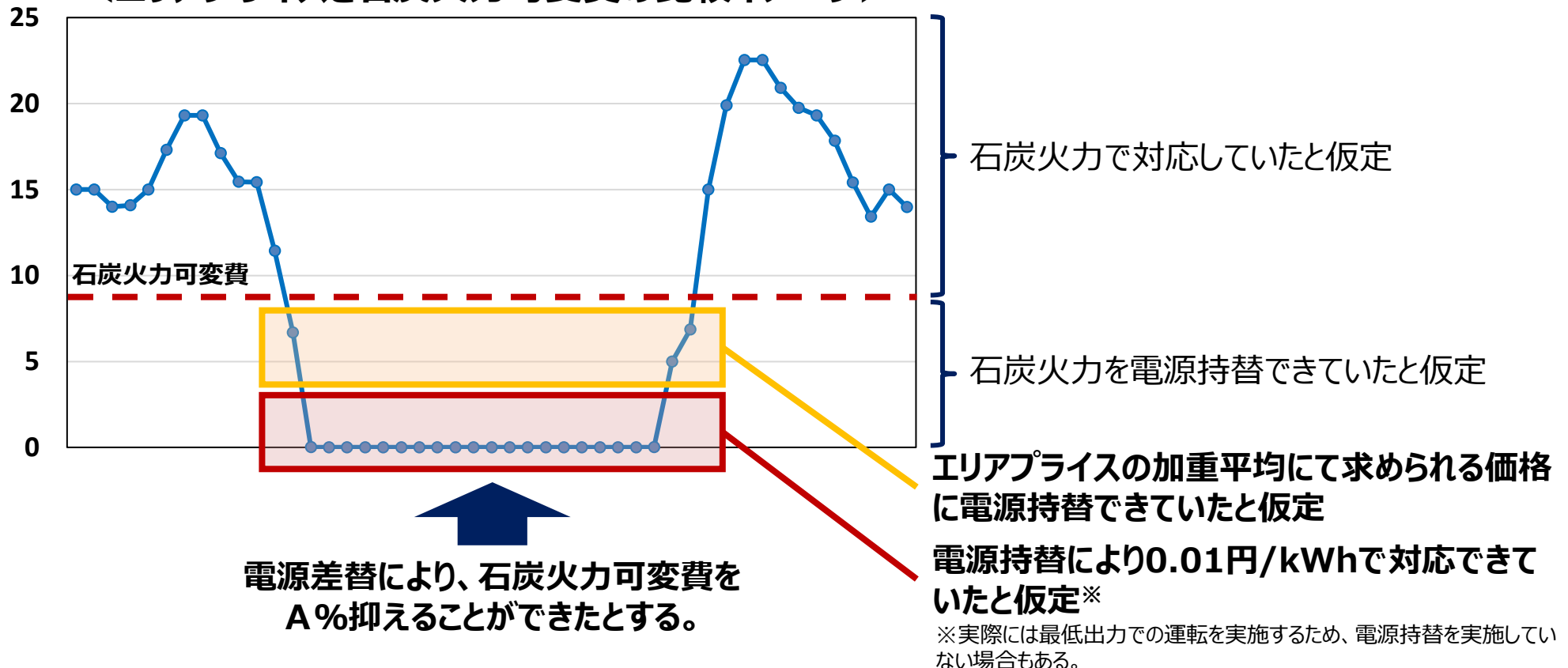
(参考)優先給電ルールに基づく対応
石炭火力以外のBL電源は持替が技術的に困難



値差清算の閾値の考え方② 電源持替による費用低減可能性を踏まえた閾値

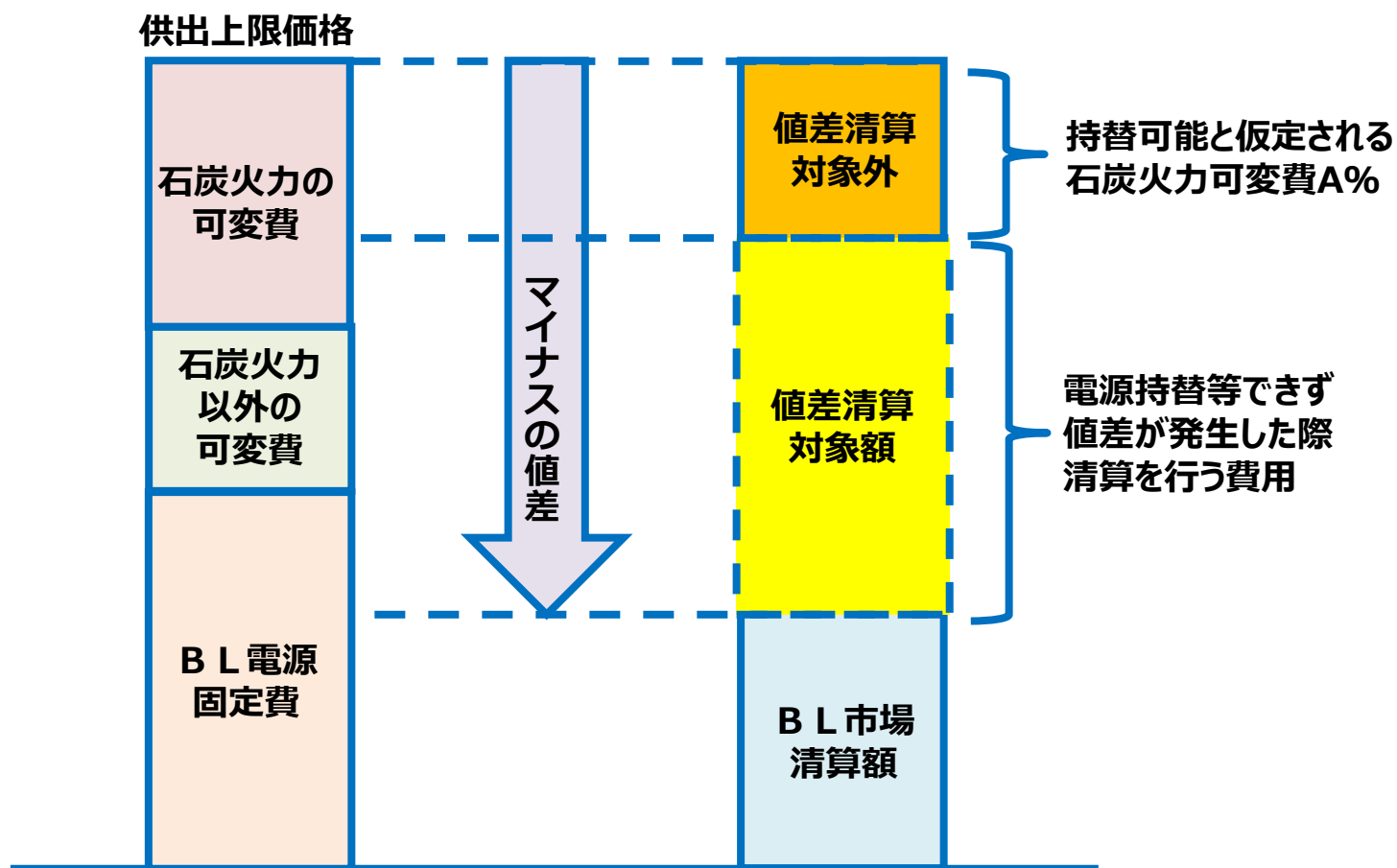
- B L 電源のうち電源持替が可能な電源は石炭火力のみとし、電源持替ができていた可能性を考慮する。
- 各大規模発電事業者のB L市場供出上限価格における石炭火力の可変費 > エリアプライスである場合、石炭火力の電源持替ができたと仮定し、そのようなコマの割合を算出してはどうか。
- その割合をもとに電源持替により低減できたと思われる石炭火力可変費を算出し、供出上限価格に対する低減できた石炭火力可変費の割合(A%)を算出し、閾値としてはどうか。

<エリアプライスと石炭火力可変費の比較イメージ>



電源持替による費用低減可能性を踏まえた閾値

- 各大規模発電事業者のB L市場供出上限価格における石炭火力の可変費 > エリアプライスである場合電源持替ができたと仮定し、閾値として電源持替により低減しうる石炭火力可変費の割合(A%)を算定。
- 供出上限価格と値差、閾値の関係は以下のイメージとなる。

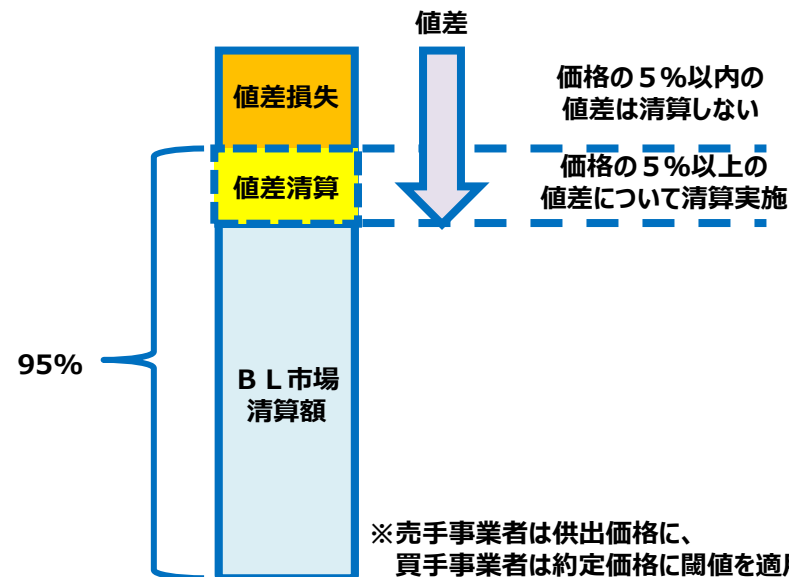
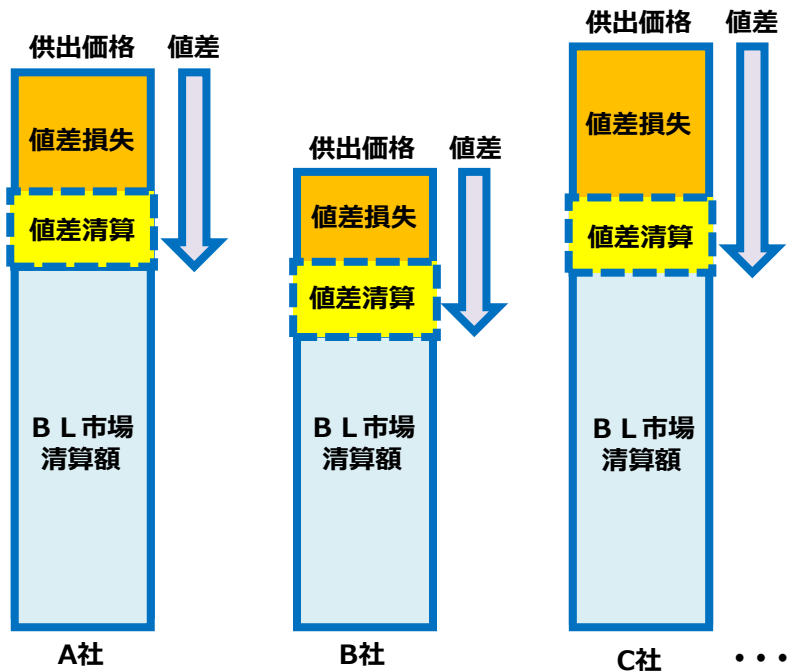


値差清算の閾値の考え方③ 全エリア共有の閾値の算定

- 電源持替により低減された石炭火力の可変費を、各エリアの大規模発電事業者の供出上限価格をもとに算出する。算定に使用する供出上限価格は、実需給に最も近い前年度第3回オークションのものを使用する。
- 算出された各事業者の閾値を参考に、全エリアの売手・買手全事業者に使用できる閾値を設定してはどうか。 各事業者の協力のもと算定した結果、各社の値は2~9%であったことから、閾値は5%としてはどうか。
- この閾値を、供出上限価格と供出価格、約定価格が異なる点に注意し適用する。売手事業者については供出価格に、買手事業者については約定価格に閾値を適用し、値差清算を行うこととしてはどうか。

各大規模発電事業者の供出上限価格の石炭火力可変費をもとに、各社の値差清算の閾値を算定

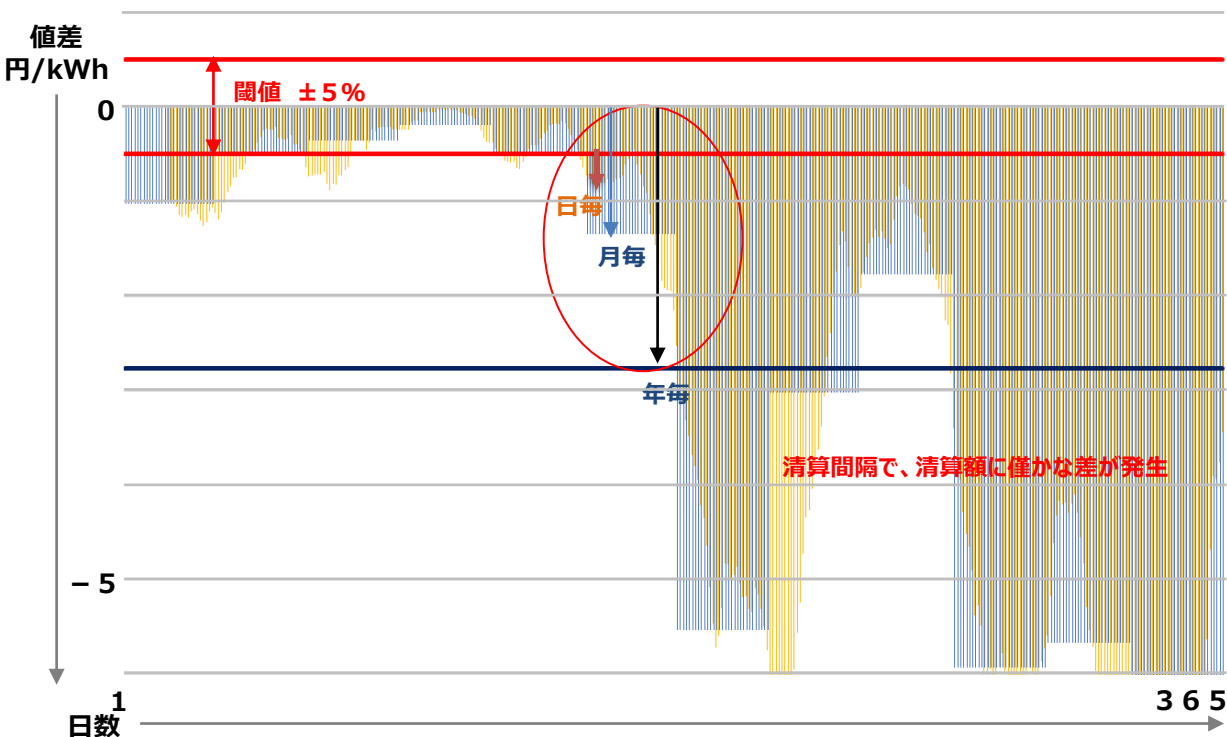
算定した閾値を参考に、全エリア共通の閾値を設定
全エリアの売手・買手ともに±5%以上
値差損益が発生した際、値差清算を実施



値差清算の清算間隔

- 値差清算を行う間隔としては、日毎・月毎・年毎等が考えられる。しかし、清算間隔に応じて清算額に差が発生するため、閾値5%で清算した場合でも、清算間隔毎に補償割合に差が生じてしまう。そのような場合、閾値以下で清算が行われなかったエリアとの間に不公平が生じることとなる。
- また、今回の措置は2022年度における応急的なものであること、清算間隔が細かいと業務に負荷がかかってしまうこと、約定価格が年間受渡しを想定したものであること等も考慮し、**清算間隔は年単位としてはどうか。**

エリア間値差の日平均、月平均、年平均のイメージ



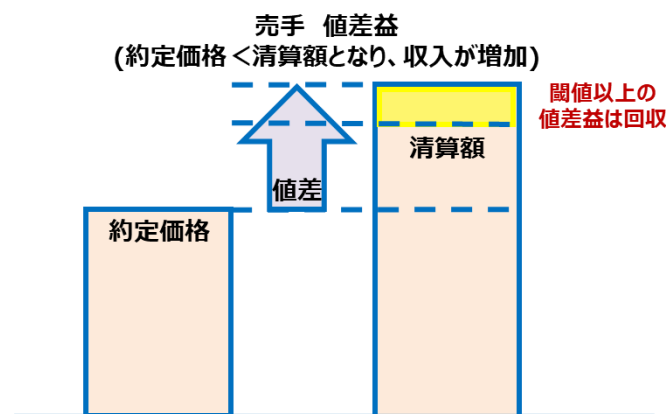
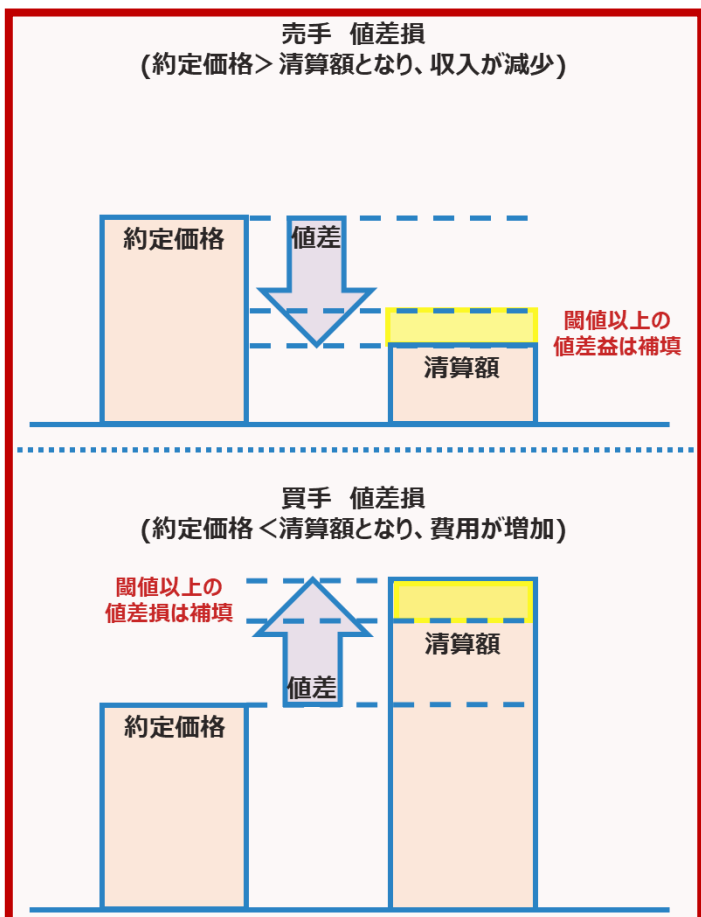
清算間隔毎の比較

方法	清算方法
方法1：日毎 (コマ毎の 値差清算)	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎コマ毎に値差と約定価格×閾値の値を比較 ● 閾値以上であれば、値差を閾値に変更
方法2：月毎 (月平均で 値差清算)	<ul style="list-style-type: none"> ● 月あたりの取引額が、一月あたりの約定量×約定価格を比較 ● 閾値以上であれば、一月あたりの約定量×約定価格×閾値との差分を清算
方法3：年毎 (取引総額で値差清算)	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間の取引価格総額と、約定量×約定価格を比較 ● 閾値以上であれば、約定量×約定価格×閾値との差分を清算

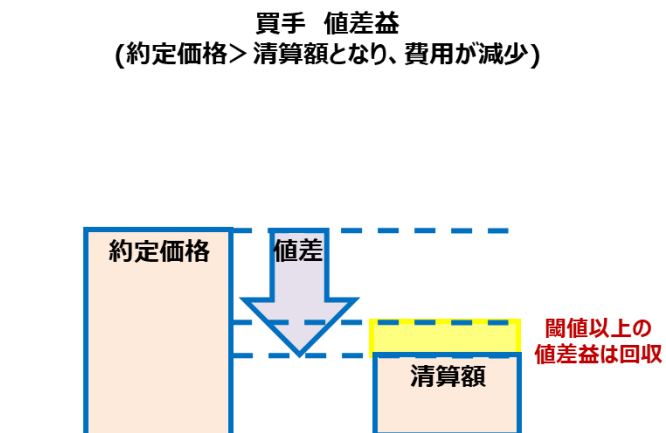
値差益のある事業者の清算について

- 売手・買手の値差益について、対象となる事業者はBL市場の清算後に追加で当該値差を支払うことになる。
- 追加での支払いは各事業者の事業性に影響を与える可能性があること、2022年度応急処置として行う値差清算は事業者のリスク軽減が目的であること踏まえると、今年度は値差益の清算は行わず、**まずは売手・買手の値差損の清算をすることとしてはどうか。**
- 他方、本来は値差損益両者を清算することが市場の公平性の観点から適切であるため、**2023年度以降の対応については、値差損益の考え方やB L市場の在り方含め引き続き議論することとしてはどうか。**

2022年度は
値差損失を清算



2022年度は
値差益は清算せず

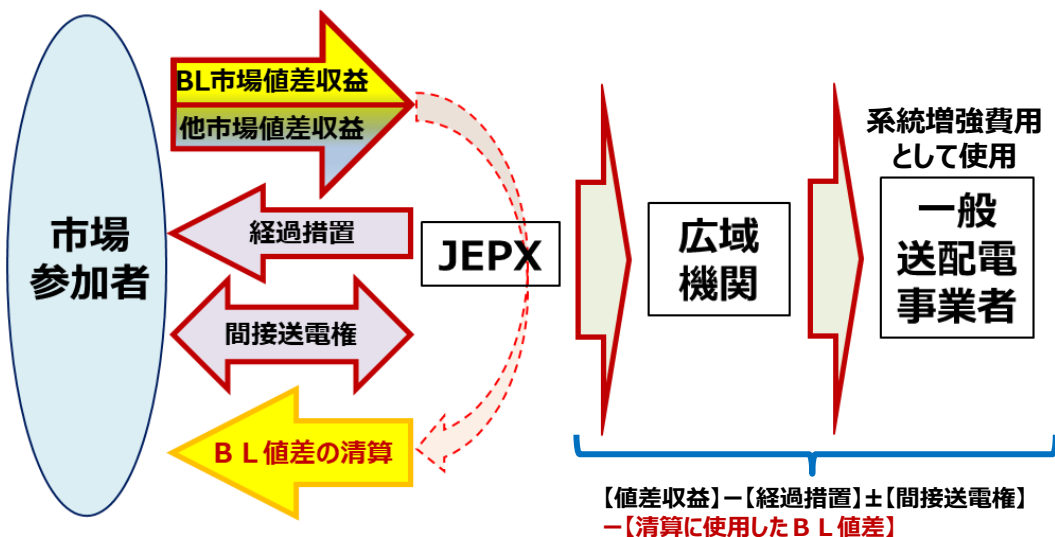


清算原資の基本的な考え方

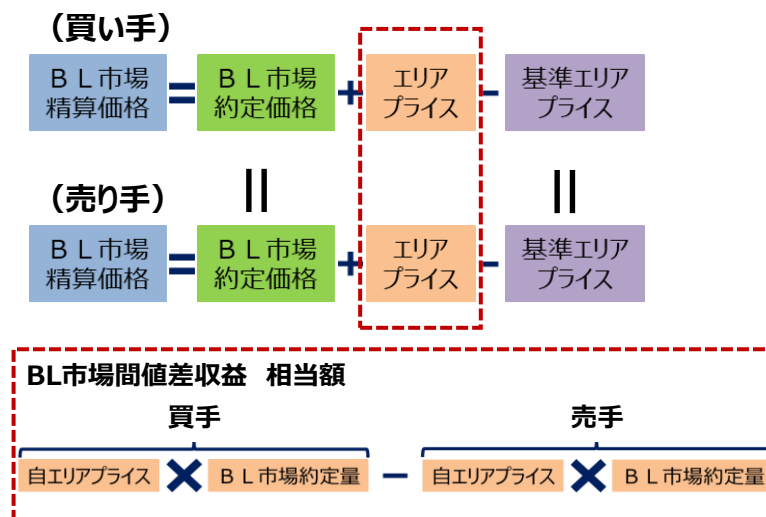
- 清算原資については、第64回制度検討作業部会において、スポット市場間値差収益全体からBL市場相当分を充てることとお示した。
- 原資となる市場間値差収益のBL市場相当分については、スポット市場値差収益と同様に、エリアプライス×BL約定量の売買の差分として算定することが考えられるのではないか。
- 一方で今後生ずる市場間値差については、強靱化法上、広域的推進機関に渡すことになっているが、BL市場分を切り分けて原資とするためには、取引と値差清算の関係を整理した上で、取引規程等の整備が必要。
- そのため、2022年度においては既に4月以降値差が発生しており、対応の方向性が決まり次第直ちに措置する必要があること、今回の措置は応急的なものであることから、JEPXが法改正以前に発生した値差※を積み立てている「市場間値差積立金」を原資としてはどうか。

※2016年度～2020年度の市場間約定代金差額に法人税相当額及び事務手数料相当額を控除した額

卸電力市場等にて発生した値差収益の流れ



(参考)値差収益におけるBL市場値差収益相当額
自エリアプライス×BL約定量の売買差分



(参考)地域間値差積立金の扱いについて

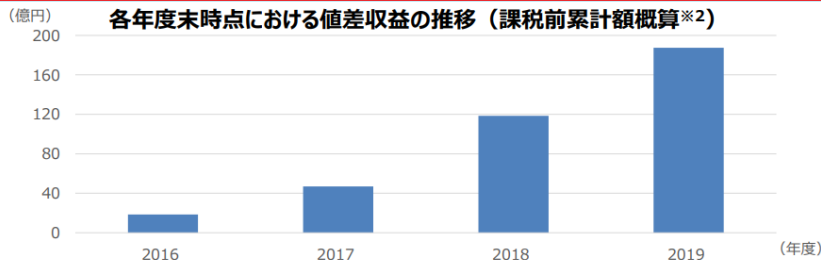
- 持続可能な電力システム構築小委員会において、JEPXにおける値差収益を広域系統整備交付金の原資とするとされ、**強靱化法の施行後※1に生じたものが対象**とされた。また、法改正以前の値差収益についても同様に電力広域機関に納付する方向性が示されている。

※1 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(令和4年2月2日公布、令和4年4月1日施行)

- 2021年度時点のJEPX地域間値差積立金は、JEPX業務規程において2016～2020年度の間が発生した市場間値差から法人税相当額及び事務手数料等を控除した額として区分整理しているもの。

広域系統整備交付金の原資

- 電力ネットワークの整備費用に充当するため、改正電気事業法に基づき、電力広域機関が一般送配電事業者に交付する**広域系統整備交付金は、日本卸電力取引所（JEPX）における値差収益※1を原資とする**（2019年度の値差収益は約70億円）。
- 法律上、JEPXから電力広域機関に納付する値差収益は、**改正法の施行後に生じたもののみが対象**。しかし、値差収益の扱いについて、JEPXの業務規程は以下のとおり規定していることから、**当該業務規程が策定された後に生じた値差収益については、改正法施行後に生じた値差収益と同様、電力広域機関に納付することとしてはどうか**。
 - ①他の資産と区分して管理すること
 - ②JEPXが値差収益を利用する場合には、経済産業省の事前了承を得ること
 - ③電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とすること



※1：値差収益は経過措置交付金や間接送電権の収支を加味した上で収益を指す。

※2：JEPXは、電気事業法上の指定法人とされた2016年度以降、業務規程に基づき、前年度までに発生した値差から法人税相当額及び事務手数料相当額を控除した額を「市場間値差積立金」として区分整理している（2018年度末時点約77億円）。

14

(参考)一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程

(市場間値差の管理)

- 第10条 翌日取引の売買の合わせの処理において、連系線の送電可能量の制約による市場分断処理を行った場合、分断した市場間で約定価格の差が生じ、その価格差に当該連系線の利用量を乗じて得られる額として、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程に定めるところにより算定した額が、本法人の収入となる。これを市場間約定代金差額という。

(中略)

4. 第1項の市場間約定代金差額が令和3年3月31日以前に生じたものであるときは、当該市場間約定代金差額は、年度毎に積み上げ、当該額から法人税相当額および本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、本法人の貸借対照表資本の部の「市場間値差積立金」の項目に計上するものとする。
5. 第4項の市場間約定代金差額および「**市場間値差積立金**」については、**電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする**。